

## 令和4年長浜市農業委員会10月定例総会会議録

令和4年10月11日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

### 1. 会議に出席した委員（18人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番 八若 和美	2番 中川 半弥
	3番 家倉 和行	4番 多賀 正和
	6番 森川 ゆり	7番 廣部 重嗣
	8番 森 勘十	9番 橋本 治太郎
	10番 村方 義昭	11番 伊藤 泰子
	12番 尚永 稔	14番 北川富美子
	15番 大塚 高司	18番 池田 美由紀
	19番 二矢 秀雄	20番 西橋 絹子

### 2. 会議に欠席した委員

16番 阿辻 康博 17番 小畑 義彦

### 3. 会議に出席した職員

局長 今莊 和則、次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則  
副参事 近藤 英昭

### 4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法施行規則第29条第1号に規定する農地転用届出について

報 告	田畑転換等農地の形状変更届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
報 告	農地利用配分計画の認可の通知について
議案第91号	農地買受適格証明願いについて
議案第92号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第93号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第94号	農用地利用集積計画案について
議案第95号	土地改良事業参加資格交代承認について
議案第96号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について

## 5. 議事録署名委員

3 番 家倉 和行      4 番 多賀 正和

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和4年10月定例総会を開催させていただきます。朝夕もめっきり寒くなってまいりました。数週間前までは黄金に色づいていた稲穂も、収穫された圃場が目立ってまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の対応につきましてもオミクロン株の特性を踏まえ、高齢者等、重症化リスクの高い方を守るため、9月26日から全国一律で感染症法に基づく医師の届出対象を限定し、保健医療体制の強化、重点化を進めるという全数届出の見直しを実施されています。少しずつ社会活動も感染対策を講じて、各地で3年ぶりに開催というニュースを耳にするようになりました。当事務局におきましても、農業委員さんや最適化推進委員さんから頂いたご意見や考え方を取りまとめ頂き、今月26日に意見具申を開催させていただきます。こちらにおいても、3年ぶりに農業振興委員さんにもご参加いただき、市長部局と意見交換をする形で開催を予定しています。今後も感染症対策を講じながら、今まで中止していた行事等を再開できるよう計画していきたいと思っておりますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日の定例総会につきまして、委員総数20名の内18名と過半数以上の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、9月16日、常設審議委員会が天津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。

なお、当委員会からの諮問案件はありませんでしたので、職員は出席していません。

続きまして、今月の審議事項につきましては農地買受適格証明願いが1件、4条申請が3件、5条申請が4件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認申請、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る10月3日に当番委員、12番の尚永稔委員、14番の北川富美子委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いたします。

(会長)

秋の収穫も終わりに近づき、成果はさておき、なんとか今年一年を終えたと思うところでございます。テレビ報道では、国外では戦争、国内では国葬問題や宗教問題などをよく拝見します。また、今年は水害、災害が多くありました。収穫量においては増減あると思いますが、まずは健康でいられたのが一番かと思えます。

本日の欠席通告欠席委員の報告、16番の阿辻康博委員、17番の小畑義彦委員の欠席通告をいただいています。

本日の議事録署名委員報告、3番の家倉和行委員、4番の多賀正和委員、両委員よろしくお願いたします。

それでは、会議にはいります。議事が円滑に進行できますよう、委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いたします。まず報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和4年10月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示

しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、室町地先、田3筆、605.96㎡を住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東と西と南道路、北は区画整理事業用地です。本届は室町土地区画整理事業の事業区域内の農地で、現在仮換地中がございます。このため、地番が仮換地地番となっていることから一般的な地番と異なります。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和4年10月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月は6件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、寺田町地先、田1筆、44㎡、畑1筆、185㎡、合計229㎡を贈与により住宅敷地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は転用届出済農地、西は道路、南は譲渡人所有農地、北は里道です。

番号2、土地の表示、弥高町地先、田1筆、165㎡を売買により住宅敷地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は田、北は道路です。

番号3、土地の表示、寺田町地先、田1筆、19㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は県道、西は道路、南は田、北は里道です。

番号4、土地の表示、小堀町地先、畑1筆、128㎡を売買により倉庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は道路、南は宅地、北は畑です。

番号5、土地の表示、小堀町地先、畑2筆、204㎡を売買により店舗兼倉庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は畑、西は畑、南は宅地、北は畑です。

番号6、土地の表示、小堀町地先、田1筆、344㎡を売買をにより分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東西南北全て宅地です。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号に規定する農地転用の届出について、令和4年10月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会農業施設に供するための農地転用に関する届出取扱要綱第5の規定により

受理し、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、湖北町馬渡地先、畑1筆、666㎡の内142.96㎡を農業用倉庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ごろに位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は畑、南は宅地、北は田です。

番号2、土地の表示、小一条町地先、畑1筆、103㎡を農業用倉庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ごろに位置します。周囲の状況は、東は道路、西は里道、南は里道、北は里道です。

続きまして、田畑転換等農地の形状変更届出について、令和4年10月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱第6の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、西浅井町岩熊地先、田2筆、1,366㎡を、野菜栽培として使用するために盛り土をしたい旨の届出がありました。届出地は集落の南側に位置します。周囲の状況は、東は田、西は田、北は道路、南は道路です。形状は、現状の高さから最大1m程度盛土され、野菜栽培を行う計画です。該当地については、昔は、山からの水で田として使用されていたものの、近年では、水がこないため、周辺農地も含めて、遊休農地の状態が続いており、毎年、除草作業のみを行っている状態になっています。こうしたことから、事務局としてはやむを得ないものと判断し、受付をしております。なお、受理通知書を発行する前に、農地等調査委員会事前審査委員会にお諮りをしたところ、やむを得ないとのご意見をいただいております。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和4年10月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て、計91筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田91筆、152,171㎡の解約です。番号1と番号4は農地中間管理事業による解約で、番号1は後にご説明申し上げます、議案94号、番号2で所有権移転を行うための解約で、番号4は契約形態の変更による解約です。番号2、3、番号6から8は、相対による利用権の解約で全て中間管理機構への貸し付けに伴う解約です。番号5は農地利用集積円滑化事業による解約で、転用目的による解約です。番号9から91は農地利用集積円滑化事業による解約で、全て耕作目的、中間管理機構への貸付による解約でございます。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

続きまして、農地利用配分計画の認可の通知について、令和4年10月11日、長浜市農業委員会会長名。

このことについて、滋賀県から農地中管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により通知がありましたので、概要について報告させていただきます。7月定例総会における議案第77号で計画が決定されたことにより、滋賀県農林漁業担い手育成基金が農地中間管理権を取得された農地につきまして、令和4年8月26日付で、担い手育成基金が借り手となる認定農業者や農地所有適格法人等に貸借権を設定する農用地利用配分計画が県知事の認可を受けました。7月の利用集積計画の内79筆、149,967㎡について、農地中間管理権の設定があり、また、担い手育成基金が借り手となり、20年の期間で利用権設定されていたものを、期間途中で他の耕作者の変更があり、残余期間について次の耕作者への農地中間管理権の設定が1筆、1,710㎡を含め、今回の配分計画では、4人の借り手に、計80筆、151,677㎡貸借権が設定されました。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま報告のありました6件について、ご質問がありましたら、発言ください。  
ございませんか、

(廣部委員)

田畑転換等農地の形状変更届出についてお聞きします。以前、届出を出された農地で、そのまま何も耕作されないところがある。そのような事にならないか心配になります。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。補足させていただきます。本案件につきましては、阿辻委員を通じ、事前に農業委員で現地確認をし、協議のうえで進めている案件です。申請者の方に聞き取りをしましたが、申請通り埋め立てを行い、地元の道の駅に野菜を出荷することを確認しております。

(廣部委員)

はい、わかりました。

(会長)

他にございませんか。ご質問等がないようでしたら議案審議に移ります。

(会長)

まず、議案第91号農地買受適格証明願いについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第91号、農地買受適格証明願いについて、このことについて願出人が買受適格者であることの証明書の交付について意見を求めます。令和4年10月11日、長浜市農業委員会会長名。

それでは今回、長浜市が競売物件である農地を売却されるので、入札に参加するため、3条許可による買受適格者の証明願が1件提出されましたので、内容についてご説明させていただきます。

番号1、土地の表示、堀部町地先の田、2,605㎡、申請地は青地の田で、現地確認を行ったところ水稻が作付されていました。願出人は堀部町で1,085アールの耕作される農地所有適格法人で、今般、申請地が競売にかかることとなり、地元農業者として地域の農地を守っていききたいとの思いから競売に参加されることとなり、農地買受適格証明願いを提出されました。願出人が現在耕作する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有の状況、労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たしております。

なお、本案件につきましては、原則総会におきまして資格要件をご審議いただき証明書を発行すべきものとなっております。本総会よりあとに入札期間が到来することから、原則通り総会にてご審議いただくこととし、願出人にもその旨申し伝えております。

本総会にて議決をいただければ、その後、証明書の発行を行い、入札に参加し、落札が決定されれば、その後、所有権移転の申請が行われる運びとなります。

以上をもちまして、農地買受適格証明願いにかかる事務局からの説明を終わります

(会長)

ただいま説明のありました議案第91号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第91号、農地買受適格証明願いについて、申請人申し出のとおり受理し、証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申し出どおり受理し、申請人に証明書を交付することとします。

(会長)

次に、議案第92号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局

から説明をお願いします。

(事務局)

議案第92号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年10月11日、長浜市農業委員会会長名。

議案第92号につきましては、今月の締切までに3件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、さる9月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、2番の中川半弥委員、17番の小畑義彦委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和4年10月3日に12番の尚永稔委員、14番の北川富美子委員にお願ひし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

申請番号1、大寺町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、尚永委員よりご報告をいただきます。

(尚永委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、大寺町地先、畑、109 m<sup>2</sup>、転用目的を農業用倉庫とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は農地、北は農地です。

写真をご覧ください。今回、申請人が自宅近くで農業用倉庫の建設を計画し、自身が所有する畑の一部に建設することになり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透及び敷地西側の自身の畑に排出する計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、三田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断し



ております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、土地周辺地に居住する者が日常生活上必要な施設は例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、北川委員よりご報告をいただきます。

(北川委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、三田町地先、畑、256㎡、転用目的を農業用資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は一部、造成されております。これは申請人が農機具及び農業用資材置場として使用するため、平成20年頃に造成されたものです。農地法上、200㎡未満の農地を農業用施設のために造成するには、許可不要となっておりますが、このたび、農業用資材置場を拡張するため、申請地全部を造成するにあたり200㎡を超えるため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地もないことから、農地へ影響はないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、尚永委員よりご報告をいただきます。

(尚永委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、内保町地先、畑2筆、439㎡、転用目的を倉庫、駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は農地、北は水路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは、平成元年頃に土建、建物解体業を営んでいる申請人が、その重機置場として造成し、現在に至っているものです。固定資産税上の評価は宅地として評価されており、手続きをしなくても良いと勘違いしていたということで、今後は許可を得ずに農地を造成する行為はしないとの顛末書の提出を受けております。今回、申請人が、財産を整理している中で、該当地の地目を、宅地に変更するには、農地転用の許可書が必要であることが判明し、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出されており、隣接農地

に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第92号について、ご意見、ご質問を求めます。  
ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第92号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第93号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第93号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年10月11日、長浜市農業委員会会長名。

議案第93号につきましては、今月の締切までに4件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、先の議案第92号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

申請番号1、西浅井町塩津中地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受け付けております。

本案件の詳細につきましては、北川委員よりご報告いただきます。

(北川委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、西浅井町塩

津中地先、田3筆、2,085㎡、契約内容は売買で、転用目的を工場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は農地、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は地元で金属、セラミック製品の加工販売をしており、今回、国の補助金を得て、事業規模の拡大を計画し、今回の申請地に工場を新設する計画を立て、譲渡人と売買の話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地東側の道路側溝に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、野瀬町及び郷野町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受け付けております。

本案件の詳細につきましては、尚永委員さんよりご報告をいただきます。

(尚永委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、野瀬町及び郷野町地先、田9筆、畑5筆、6,001㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は堤防、南は道路、北は農地です。

写真をご覧ください。現在、野瀬町において、グランピング施設を整備する計画が立てられ、土地の地権者や地元自治会との話がまとまり、所有権移転手続きを行う準備がなされています。今回、その施設の工事請負業者が、同施設を整備する重機及び資材置場を近隣で確保する必要があり、また、同施設の施設維持業務も受注されたため、施設完成後の維持管理に必要な真砂土等の置場を確保するために、申請されたものです。また、借受人は、該当地付近の県道の融雪工事も行っており、その重機及び資材置場にも使用する計画となっています。造成は敷地内を流れる水路を残して行う計画となっていて、雨水、排水についてはその水路に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、高月町東高田地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受け付けております。

本案件の詳細につきましては、北川委員さんよりご報告をいただきます。

(北川委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、高月町東高田地先、畑、77㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は農地、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は集落在住者で、集落内に住宅を建設する計画を立て、今回の申請地及び同敷地の北側及び東側の宅地を購入することで、譲渡人と話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排水する計画をされており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、西浅井町山田地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、尚永委員さんよりご報告をいただきます。

(尚永委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、西浅井町山田地先、畑2筆、392㎡、契約内容は売買で、転用目的を農業用施設敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は水路、南は農地、北は水路です。

写真をご覧ください。譲渡人の先代は、平成元年頃、農業用倉庫を建設し、農業に従事していましたが、敷地面積が200㎡を超える場合には、農地転用許可を得る必要があるにもかかわらず、手続きを取らずに農業用倉庫を建設したことに対する端末書を提出いただいております。今回、農業用倉庫及びその敷地を集落内の農業者に売買する話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水等は隣接する水路に排出されており、隣接農地へ影響を及ぼす恐れがないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第93号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(西橋委員)

番号2についてお聞きします。グランピング施設は野瀬町の近くでされるのですか。

(事務局)

写真をご覧ください。一部、木が生い茂っていますが、今回の申請地はこの辺り一帯で

グランピング事業をされるということで、地元所有者、自治会とも協議をされ、現在は所有権移転に係る手続きをされています。また、グランピング事業についても、近々、転用申請が出てくるとのことで相談を受けております。今回の申請地はグランピング事業の南側のエリアとなり、まずはこちらを転用申請されます。事業をするにあたり、土などをいれ、同施設を整備する重機及び資材置場、また借受人は、該当地付近の県道の融雪工事も行っており、その重機及び資材置場にも使用する計画となっています。

(西橋委員)

はい、わかりました。

工事期間はどのくらいになりますか。

(事務局)

グランピング事業については来年中と伺っております。その後、同施設の施設維持業務も受注されたため、施設完成後の維持管理に必要となる真砂土等の置場にもされます。

(西橋委員)

工事後も利用されるのですね。計画されているのはいいのですが、月日が経つと違う目的に転用されているという話もよく聞くので、心配になります。

(事務局)

ご意見、ありがとうございます。今回、施工業者が申請され、今後、維持管理をするという受注もされましたので、グランピング事業が続く限り、違う目的にかわることはないだろうと現段階では判断をしております。

(西橋委員)

はい、わかりました。

(会長)

他にございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第93号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第94号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第94号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和4年10月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対と農地中間管理機構による利用権設定の案件、所有権移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手8人に対して借り手が2人で、筆数は11筆、合計の面積で7,397㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者4人、取得者4人、筆数は6筆、面積は8,765㎡を所有権移転される計画です。

最後に農地中間管理事業による利用権の設定につきましては、貸し手99人で借り手は公益財団法人滋賀県農林漁業担い手基金で筆数は199筆、合計の面積で、358,974.46㎡を利用権設定される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後方が、利用権設定についてと記載されている番号1から番号199につきましては、農地中間管理事業によるもので、一般社団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金に利用権を設定される計画で、番号200から番号210につきましては、相対により地元農業者に利用権を設定される計画です。

次に所有権移転につきましては、タイトルの後方が、所有権移転についてと記載されている番号1から番号6につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。番号1から番号5については、譲受人が認定農業者であるため、農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。また、番号6につきましては、市の所有地が譲受人と調整が整いましたので、諮問案件としております。譲渡人の氏名が個人名になっております。これは、申請地を本市が公共事業用地として先行取得し、所有者と本市で売買契約が成立しており、その後、仮登記のまま現在に至ったものです。本登記ができていない経緯は不明ですが、実質的には長浜市の所有地であると認識しております。このことから譲受人が認定農業者ではありませんが従前の取扱い同様、農業経営基盤強化促進法を適用した所有権移転を行うこととされました。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第94号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。8番の森勘十委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

それでは諮問をうけました、議案第94号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第95号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第95号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和4年10月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について説明させていただきます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回湖北土地改良区から申し出がありました1番の1件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第95号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第95号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に、議案第96号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第96号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、承認を求めます。令和4年10月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は、長浜市空き家に付随する農地等の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積を公告するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に、取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、公示したときはその面積と規定されており、今回、告示しようとするものです。議案書の別紙記載のとおり、今般告示を行う、指定の解除を行う別段の面積について、別紙の取り消し線の農地については、農地法第3条の許可の決定がありましたので解除するものです。また、今回は新規の指定はありません。

以上をもちまして、議案第96号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第96号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第96号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、提案どおり設定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案のとおり設定することとします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、協議事項、令和5年度農業施策に関する意見書について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事前に送付させていただきました、令和5年度、長浜市農業施策に関する意見書に基づきご説明させていただきます。

事前に全委員様にお送りさせていただきました意見書案に対しご意見をいただきました



た結果、3件、表現の修正等に関するご意見をいただき、その意見を踏まえ、修正しました箇所ですが、まず、一つ目、多様な担い手の確保、育成について、生きがい農家の育成について、安心安全な野菜を食べさせたい主婦、を、採れたての新鮮な野菜を食べさせたい親、に修正しました。二つ目は、鳥獣害対策について、夏季に限らず冬季にも、を削除しました。三つ目は、遊休農地対策について、耕作放棄地管理に必要な機械購入に係る補助に、技術的な支援、を追加し、耕作放棄地に必要な技術的な支援や機械購入に係る補助、としました。それ以外の修正等はありません。

農業振興委員会では、4月以降、計5回開催し、意見書として取りまとめをしたものを、本日、委員の皆様にお示ししております。

それでは、内容についてご説明申し上げます。大項目としては、1、多様な担い手の確保、育成について。2、持続可能な農業経営の支援について。3、鳥獣害対策について。4、遊休農地対策。5、国、県要望。こちらの5項目で構成しております。

新型コロナウイルスの影響による外食産業の回復する兆しが見えてきた中ではありますが、ロシアによるウクライナ侵攻により、世界中で小麦価格が高騰し、大きな回復が見込めない事態となっております。さらに、肥料の原料価格も高騰しており、農業経営に大きな影響を受けています。農業委員、推進委員及びアンケートなどの結果から、本年度は農業資材の高騰や米価の低下に伴う支援などによる農業所得の安定、後継者の確保、育成、これ以上の荒廃農地を発生させない体制づくりを最重要課題とし、様々な課題を解決するために、昨年同様に大きく5つの項目に分け取りまとめております。

初めに大項目1、多様な担い手の確保、育成についてです。ここでは、大規模農家の支援に加え、小規模農家や生きがい農家といった多様な担い手の育成、確保をするための提案です。生きがい農家の育成について、です。将来、担い手となるかもしれない農業従事者のすそ野を広げていくため、農業に興味のある人に農業を体験してもらい、農業に興味のある人を増やしていく取り組みとして、空き家バンク制度の周知の推進と、スムーズな移住ができる体制、手軽にはじめられる家庭菜園向けの野菜講習会、実証圃場で専門家の指導を受ける実践研修、について要望するものです。一つ目に、小規模農家の育成についてです。これは以前から要望していたものであり、現行の小規模農家営農継続支援事業補助金の継続と、補助額の増額及び補助対象を、農村の存続及び遊休農地の発生防止の観点から、水稻以外の機械補助への拡充を要望するものです。二つ目に、中規模、大規模農家に対する支援についてです。今年は農業資材が高騰している中で、昨年に引き続き、米の買取価格が低迷する事態になっており、規模の大きな農家ほど影響は大きくなり、このような事態が続けば、廃業される農家が出かねない危険もあります。農業用資材の高騰に対する継続した支援を国に働き掛けるとともに、市独自の支援も行っており、継続した支援を要望するものです。また、昨年度に引き続き、担い手の支援を行うため、農業機械の免許取得や技能習得への支援、作業効率の向上に必要な機械やアタッチメントの補助金の拡充を要望しています。また、法律の改正により、各集落において、これまで

策定された人・農地プランがベースとなる地域計画を策定する必要があり、策定するには地域と行政との連携が不可欠であり、関係機関と連携した実現可能な市全体の地域計画、人・農地プランの策定を要望しております。さらに、大規模経営農家の廃業に対応できるよう、JAの農業法人が最後の受け皿となりえるよう、市と連携した体制の検討及び廃業を考えておられる農業者と規模拡大を目指す農業者や新規就農者をつなぐ仕組みづくりを要望するものです。三つ目に、女性農業者の支援について、農業委員会からの要望を踏まえ、昨年7月に設立された女性農業者の組織、ながはまアグリネットワークが女性農業者にとって気軽に相談し合えるような交流の場となるよう継続した支援を要望するものです。四つ目に、女性、青年農業者の農業委員、農地利用最適化推進委員への登用について、本市の農業委員における女性委員の割合は25%と県内では高い水準にありますが、今後も引き続き、女性委員や青年委員の高い水準が継続できるように早い時期から地域に働きかけを要望するものです。五つ目に、農業サポーター制度の開設について、昨年度に引き続き、長浜市版農業サポーター制度の創設を要望します。市内にも農業に興味がある方が多いと思われるので、農業経営者と労働力を結びつける仕組みづくりの提案です。六つ目に、農家とシニアや退職者をつなぐ仕組みづくりについて、退職後の生きがいづくりと健康維持を目的に、農業に取り組みたいと考えている方が多くおられると思われるので、昨年度に引き続き、農業現場での労働力不足の解消を行うために、労働力の欲しい農家、生きがいを求めているシニアや退職者、つなぐ仕組みづくり、を要望するものです。

大項目2、持続可能な農業経営の支援について。ここでは、収益性の高い露地野菜、施設野菜への支援及び米価の安定に、もっとも重要なブロックローテーションについて提案しています。加工用トマト等の産地化に向けた継続した取組です。昨年より、カゴメ株式会社、ヤンマーマルシェ株式会社と連携し、トマトジュース向け加工用トマトの実証栽培に取り組まれており、加工用トマトに限らず、新たな農産物の産地化に向けた継続した取組について要望するものです。国が農業者の安定のために創設した、農業者収入保険について、農業者収入加入促進事業の次年度以降継続について要望するものです。次に、ブロックローテーションの支援です。生産調整の取り組みとしては、集落ぐるみのブロックローテーションの取り組みが最も効果的と考えますので、経営体単位のブロックローテーションを支援できるメニューの拡充、及びブロックローテーションの疎外となるような転作が行われないように、集落への働きかけについて要望するものです。

次に大項目3、鳥獣害対策について、本市における鳥獣害対策は、鳥獣捕獲や防護柵の設置等積極的な事業展開と手厚い支援があり、農業委員会でも特別委員会を設置し、積極的な活動を展開しているところですが、山間部エリアを中心に、被害防止を訴える声は依然として多く、防護柵については、市内全域で設置が完了するよう、関係機関が連携して対策を講じること。集落ぐるみで獣害対策を支援するため、防護柵設置や修繕、狩猟免許取得の支援の継続、サル、イノシシ、シカの捕獲強化。特に、サルに対しては、人及び農作物への被害防止に向けた新たな取り組み、獣害駆除を強化の働きかけを要望します。さら

に、先日の集中豪雨で被害を受けた防護柵等の復旧について、最大限の支援を要望します。

次に大項目4、遊休農地対策について。遊休農地の発生防止、解消は農業委員会の農地利用の最適化の中の重要な業務ですが、令和3年度末の遊休農地面積は50.8haで、中山間地域を中心として存在しており、その中には木々が生い茂っているところが増えており、耕作放棄地発生後の解消に対する補助の継続のみならず、新規に発生させない仕組みづくりが大切です。その仕組みづくりの検討、農地を集落で守るという意識づけの強化、耕作放棄地管理に必要な機械購入の補助新設を要望します。

最後に大項目5、国、県へ要望についてです。各農業委員、推進委員の皆様の意見及びアンケート調査の結果を踏まえ、4つの項目に分けて要望します。一つ目は、農業者の所得安定対策について、です。米の価格安定には、適正な生産数量の配分による需給調整が不可欠です。その目標を達成させるためのインセンティブ制度の創設、現在の農業資材の高騰を支援するための制度の継続拡充、及び農業者の所得が安定するために、米価連動の交付金の創設を要望するものです。二つ目は、農地保全管理対策について、です。中山間地等にある荒廃を増やさない仕組みづくりとして、例えば、行政や農協等が主導した耕作者バンクの創設、国道等道路や一級河川等の法面等の維持管理を地元自治会では管理できず、防草シート等を積極的に設置するなどによる地元の負担軽減、既存の補助制度である、農村まるごと事業や、中山間地域直接支払制度の維持拡充を図るために、活動組織の中心となる人材育成、中山間地の農地改良事業の促進を要望するものです。三つ目は、新産業新技術支援対策について、です。農業分野における技術革新も日進月歩で、新たな技術を取り入れるにも多額の費用がかかるため、なかなか、チャレンジしたい者全員に補助が行き渡らないため、その補助額を拡充いただく要望します。また、米を中心とした土地利用型農業の脱却するために、米以外の農産物を商品開発する事業を促進する支援を大幅に増やすことを要望します。最後に四つ目は、食料自給率の向上について、です。食料自給率の向上は、国の計画において、目標設定をされて、日々、取り組みをなされているものの、簡単に解決できるものではありません。食の安心安全の観点からも、未来を担う子どもたちの食を見直すことが最優先です。そこで、学校給食の地産地消の更なる促進として、給食で提供される食材について、県内で賄えるものは県内で、それ以外は国内産にするよう要望するものです。

以上、令和5年度の農業策に関する意見素案の説明を終わります。ご協議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました意見具申の意見書について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご意見も無いようですので、この内容で、市長に意見具申することに決定します。

今年は、10月26日、水曜日の午後2時より、市長に意見具申の場を設けていただきました

ので、副会長、正副農業振興委員長、農業振興委員とともに意見書を提出し、農業者の声をしっかり届けて参ります。

次に、報告及び連絡事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、続きまして令和4年10月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

2点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

3点目、令和4年11月の農業委員会定例総会につきましては、令和4年11月10日、木曜日の午後1時30分、会場は高月支所、3階、3A会議室で予定をしております。

4点目、令和4年11月の農地転用の現地調査につきましては、令和4年11月2日、水曜日の午前8時30分から、市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、15番の大塚委員、16番の阿辻委員、となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくお願いいたします。

4点目、令和4年10月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和4年10月21日、金曜日の午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、1番の八若委員、6番の森川委員と記載しておりますが、森川委員と北川委員で当番の交代をされたので、森川委員のところを14番の北川委員に変更いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、農地転用顛末案件についてご報告いたします。前回の総会において、滋賀県司法書士会に対し、相続登記の依頼を受けた際、依頼者の相続物件において地目が農地の土地に建物が立っている不動産を発見した際に、依頼者に農転手続きを取るよう指導等できないか検討するよう指示を受けておりました件について、検討結果を事務局から報告します。依頼者に書類をお出ししても、なかなか簡単には理解できないと思い、滋賀県司法書士会長浜支部に確認したところ、司法書士が相続による所有権移転登記をする際に、土地の地目等を確認する法律上の義務はなく、お亡くなりになった親から子への土地の所有権移転につきましては、司法書士で手続きを進めていけるのですが、土地の表示部の変更については土地家屋調査士がされる部分となり、両方の資格をお持ちの方の場合はアドバイスをされておられます。また、相続ではなく、売買による所有権移転登記をする際は、相手方に、地目が農地の土地に建物が立っている不動産の所有権を移転させると、後々、トラブルになるケースが想定されるため、農地転用の手続きについて説明している。との回答を受けました。このことから、司法書士会においては、現行、法律で決められた事項を適正に履行されており、また、相手方にトラブルになると想定できるケースには、司法書士自ら行動されている状況を踏まえると、当委員会から、改めて文書等でお願ひするこ

とは難しいと考えております。なお、農地法の改正により、現在では、農地を相続登記された場合には、農業委員会に届け出ることが義務づけられており、その届出の際に、農地に建物があることが判明した際には、農業委員会事務局から地権者に手続きを促しています。また、農地所有者に対しても、農地に建物等を建築する際には、事前に許可申請等が必要となる旨、農業委員会だよりやホームページ等を通じて、適正に農地転用を行うよう周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、農地法の下限面積要件の廃止に伴う措置について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律における下限面積要件の廃止について、一般社団法人滋賀県農業会議所から情報の提供と、その対応について意見を求められました。今回の改正では、下限面積の取り扱いについて2点の変更がありました。1点目、法施行日である令和5年4月1日以降、改正前の農地法第3条第2項第5号、いわゆる下限面積要綱は適用されないこととなります。これに伴い、長浜市では各地域毎に設定しております別段面積は、法施行日にその効力を失うこととなります。この改正で、下限面積が撤廃され、農地法第3条の許可要件からなくなることとなります。さらに、市町の判断で下限面積と同様の条例等を定めることも適当でないとしております。2点目、下限面積の撤廃に代わり、新たに令和5年度より国が推進する地域計画の達成に支障がない、という要件が加わることとなります。これは地域計画が策定された集落では、10年後の耕作予定者と紐付けられた農地については、その農作者以外に同地の権利を取得できないということになります。今回の改正により、地域計画に紐付けられていない農地については、原則、誰でも購入できることになることから、投機目的の農地転売が懸念され、いかに防ぐかが課題となっております。現在、全国の農業委員会で議論が始まっております。本日、お集まりいただいている皆様に、ご意見をいただき、とりまとめ、国へと申し上げたいと思います。

この4月から長浜市では、家庭菜園から始めていただけるよう別段面積を下げております。その効果もあってなのか、現在で所有者が27名、筆数が50筆、15,702㎡が別段面積の設定をされております。令和4年だけで、空き家以外だと5件、筆数でいうと8筆の指定を10月までにさせていただいております。

現在は農地を借りて耕作されており、施行日以降は所有権の移動ができることとなりますが、下限面積の撤廃に代わり、新たに令和5年度より国が推進する地域計画の達成に支障がない、という要件が加わることとなりますので新たなブレーキとなります。

新たに推進する地域計画についてですが農業振興課で進めており、12月頃より、仮称、地域計画推進会議を予定しております。現在、作成していかなければならない集落は278集落あります。実質化したプランの出来ている集落は12集落、見直しが必要なプランが142集落、期限が切れている集落が54集落、プランが出来ていない集落もございます。まずは目標地図がないと出来ませんので、しっかりと進めていきたいと思っております。

各都道府県の農業委員会、農業会議所からは投機目的の抑制になるような対応を国に求められております。

本日、この場でも、後日でも構いません。どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま説明のありました、令和4年10月農業委員会報告及び協議事項について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(大塚委員)

最近、国外の方が大量に農地を購入しているという報道があります。しばらくは農地として耕作されるのかもしれませんが、のちのちが心配になります。

(廣部委員)

国が推進する地域計画ですが、紐づけしていけば大丈夫というのか、または、権利設定している農地はそうではないのか、新たにつくる地域計画というものを集落で作成し、もれなく加えていくものを作らないといけないのか。加えられなかった農地については誰でも購入できるが、農地として取得することになるので転用はできないということですね。

(事務局)

今回の改正は、地域計画を作成すると紐付けされた農地をその方しか購入できないこととなり、それ以外の農地については下限面積を撤廃することになります。今までの利用権設定と地域計画の関係は、設定期間中はその方が地域計画の担い手となり、期間が終了すれば地域計画に基づいて違う方に所有権や耕作権を移転する。このような計画の立て方になると思いますので、現時点で利用権や中間管理権をお持ちの方に関しては心配されなくても大丈夫です。農地を10年後、15年後先に、どの方にお任せするのかを計画され、その方以外に購入はできない、ということが、今回の地域計画の達成に支障がないということになります。農地を守るべき農地と、そうでない農地を分ける。例えば、青地の農地は中心経営体で守る、山際で広い農地はセーフティゾーンにする、木が生えているところは山林にする、などを地域で話し合いをしていただき、一番、有効な使い方を計画建てていただく。そこで中心経営体が経営農地を耕作していただける農地に関してはきっちり守っていく。それ以外の農地については、所有権移転や農地転用するという改正となっております。ただ、誰でも購入できるということで心配になることもございます。ですので、各都道府県の農業委員会、農業会議所からは抑制になるような対応を国に求められております。皆様のご意見をお聞きしたと思います。

(廣部委員)

地域計画から外れた農地であれば、青地の農地でも購入でき、転用できてしまうのですか。

(事務局)

青地の農地については農振法がございますので、購入しても転用はできません。また、白地の農地でも農地法上では転用できますが、農業委員会においては、農地の所有権移転後、すぐに農地転用されるとのことであれば、調査委員会を設けるなど、経緯をお聞きしたり、意思を確認しなければならないと思います。

(廣部委員)

しかし、所有者の方が農地を売りたいと思われたら、地域計画にのせられませんので、耕作者が結びたくても出来なくなるのではないですか。

(事務局)

そうですね。そのような事にならないとは言えませんが、地域計画において守る農地というものは、通常は青地の農地になりますので、農振除外ができません。ですので、なかなか購入者は使用計画などもしっかりと立てられる方になるのではないかと思います。

(北川委員)

新しく推進する地域計画ですが、今まであった、人・農地プランとは違うものですか。

また、自治会で作成するのでしょうか。

(事務局)

基本的には、人・農地プランの発展したものだと思っていただいて構いません。自治会と調整し、最終的には市が作成することになります。

(廣部委員)

農地は個人の所有物ですが、やはり、国土というふうに見れば日本という国の物ともいえる。国が責任転嫁をしているように思える。そこは農業委員会としても、また、各諸団体としても、こんなことでいいのか、国土を守れるのかを問うてもいいと思う。我々も、対策等考えるが、できないこともある。国に強く要望したい。

(会長)

法施行は決まっているのですか。

(事務局)

はい、令和5年4月1日に施行されます。

(將亦委員)

今の話の前提として、農地法3条があり、その3条で決めている下限面積の法で定めている50aを無くしていくという話だと私は思います。また、要件調査調書があり、そのなかの一項目に、下限面積が適しているか、というものがある。そのハードルがなくなるだけだと私は思います。ただ、今まではその下限面積が阻害となり、農業をしたい方が農地を取得できなかった。2年程前に食料、農業、農村基本法が一部見直しをされ、大規模農家だけ

でなく、農業に親しみたい方の農地取得を進めて食料自給率をあげるという、基本、口実になっていると思う。しかしながら、農地法の3条という精神は、農業をする方が農地を取得する。それについて精査をしていくというのが、農地法3条のそもそもの原則。新しい地域計画で将来の耕作者を結ぶというところについては、下限面積をなくすのではなく、しっかりと農業者に移していく。下限面積を下げたとして、取得後、すぐに農地転用などされないようにと、各都道府県でかけてきた3年3作というものをなくすというのは懸念されるところだと思います。しかし、そのところは農地法の4・5条で、優良農地については転用は不許可となっているはず。3条の項目で、しっかりとした農業者であるか、適格化農業法人であるかという部分は直さないはずです。だから、しっかりと審査をしていけば、皆様が懸念されていることはないと思う。優良農地の下限面積をなくし、農地の商品化をされないようにということを、各農業委員会や農業会議所で申し上げて、農地は国民の食料を守るべき財産だとしっかりと申し上げなくてはと私は思います。

(廣部委員)

国として、政府として、農地を大規模農家へ集約化していこうという方向にあったと思う。法人も農地を所有できるようになった。この規模の農家では、下限面積が関係ないと思う。どうして下限面積の撤廃ということになったのか理解できない。

(会長)

青地の農地は大丈夫だと話されるが、それ以外の農地を転用する新たな所有者が増えてくるのではないのでしょうか。農地を守るといいつつ、農地が減ってしまうのではないか。

(八若委員)

何年も前から始まっているのですが、法律でしぼると登記の整理や住宅を建てたくても難しい。ある程度、法律は必要だと思う。しかし、今はまだ続けていけるが、農地所有適格化法人の廃業や、後継者不足で、最終的には農協などに頼ることとなり、条件の悪い農地は守れなくなっていく。国が食料自給率を6割まで上げることを目標にしているなら、農業者と一緒に国も頑張っていたきたい。また、現所有者がお亡くなりになり、相続人が耕作者への相談なしに他の方へ売買されることもある。もう少し、この制度は意見をまとめていただかないといけないと思う。

(將亦委員)

長浜市でも地域指定をつくった根本の趣旨は、農業を親しみたい方に対して下限面積を適用してしまうとできないからです。先ほどの、食料、農業、農村基本法で小規模農家の記載があった。多種多様な方が農業をできるようになるためにです。小規模農家や新規参入者の方に農地を取得できるよう、下限面積の撤廃をするのだと私は考えます。



(事務局)

皆様、たくさんのご意見をありがとうございます。本日いただいたご意見を取りまとめし、一般社団法人滋賀県農業会議所へ提案していきたいと思えます。事務局でも要件等をしっかりと審議しなくてはと考えております。貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

最後になりますが、活動記録につきましては、お帰りの際に机の上に置いておいていただきますようお願いいたします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦労様でした。

また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)